

○防衛省告示第 号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであつた着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十九年 月 日

防衛大臣 稲田 朋美

ただし書を次のように改める。

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、使用料告示一（ア及び一（ウ）の規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。また、次の第四号及び第五号に掲げる航空機であつて、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているもの

として国土交通省に指定された空港に着陸するものの着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省に定められた金額がある場合にあつては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。

第一号中「当分の間」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間」に、「第四号」を「第五号」に改め、「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、」を削り、第四号中「平成二十九年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に、「が行われていると認められる」を「についての届出があつた」に改め、同号を第五号とし、第三号中「平成二十九年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改め、「（昭和三十一年法律第八十号）」を削り、「が行われていると認められる」を「についての届出があつた」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、同号を第四号とし、第二号中「平成二十九年三月三十一日までの間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物

の運送を行うもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの 三分の一